



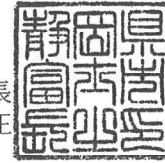
富士 太郎 様

(41)

WF2901211001 00029 00029 C01



富士市長
小長井 義正



1 介護保険料 督促 状

令和 4年 8月 1日 納期限の介護保険料が 現在、未納となっておりますので、ご確認のうえ

令和 4年 8月31日 までに、先に送付した納入通知書又は同封の納付書で指定金融機関等へ納付して下さい。

本状到達前に、すでに納付済のときは行き違いですのでご了承ください。

被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
被保険者名	富士 太郎 様									
年度/期別	令和 4年度 (令和 4年度) 1 期									
指定納期限	令和 4年 8月31日									
保 険 料	12,768 円									
督促手数料	円									
延 滞 金	円									

- この督促状の指定納期限までに納付がありませんと、滞納処分を受けることとなります。
- 延滞金の計算方法は、裏面を参照してください。(※1)

【お問い合わせ先】

富士市 福祉部 介護保険課 保険料担当
富士市永田町1丁目100番地
0545-55-2766

【審査請求及び処分の取消しの訴え】

この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

問い合わせ先 静岡県介護保険審査会 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課 TEL:054-221-3395

この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。